

東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料
の減免に関する条例

(平成23年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号)

最終改正：平成30年福島県後期高齢者医療広域連合条例第3号

(趣旨)

第1条 東日本大震災（以下「大震災」という。）による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免については、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第25号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(保険料の減免)

第2条 福島県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する被保険者に対し、当該各号に定めるところにより、保険料を減免することができる。

- (1) 平成23年3月11日に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者のうち、大震災により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けたもの 同一世帯に属する被保険者の保険料額に、次の表の左欄に掲げる損害程度の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額。ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属する者については、同表左欄に掲げる損害程度にかかわらず、全部とする。

損 害 程 度	減 免 割 合
全壊	全部
半壊（大規模半壊を含む。）	2分の1

備考 損害程度とは、り災証明書において証明された損害程度をいう。

- (2) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、大震災により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- (3) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、大震災により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- (4) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、大震災により、平成23年又は平成24年におけるその者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償等により補填される

べき金額を控除して得た額)が平成22年の当該収入額の10分の3以上であるもので、平成22年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下「総所得金額等」という。)が1,000万円以下であるもの(平成22年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る平成22年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。)被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した平成22年の総所得金額等に占める減少することが見込まれる当該収入に係る平成22年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)の割合を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる平成22年の総所得金額等の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額(平成23年における収入の減少については平成22年度相当分及び平成23年度相当分の保険料の減免に適用し、平成24年における収入の減少については平成24年度相当分の保険料の減免に適用する。)。ただし、事業等の廃止又は失業による場合には、同表右欄に掲げる割合にかかわらず、全部とする。

平成22年の総所得金額等	減免割合
300万円以下であるとき。	全部
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき。	10分の2

- (5) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者のうち、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のもので、大震災により、その行方が不明であるもの又は重篤な傷病を負ったもの 被保険者の保険料額の全部
- (6) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行なっているもの 被保険者の保険料額の全部
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの 被保険者の保険料額の全部

- (8) 特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。)に居住しているため避難を行なっているもの 被保険者の保険料額の全部
- (9) 前各号に準ずる者として広域連合長が認めたもの それぞれ前各号に定めるところに準ずる保険料の減免額

2 前項の規定による減免は、平成23年3月11日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日とする。附則第2項において同じ。)が到来する平成22年度相当分、平成23年度相当分、平成24年度相当分、平成25年度相当分、平成26年度相当分、平成27年度相当分、平成28年度相当分、平成29年度相当分及び平成30年度相当分の保険料額(前項第1号から第5号まで及び同項第9号(同項第1号から第5号までに準ずるものに限る。))の規定による減免は、平成22年度相当分、平成23年度相当分及び平成24年度相当分の保険料額(平成24年度相当分に係る減免の場合にあっては、平成24年4月分から同年9月分までの月割算定額に相当する保険料額)とする。)を対象とするものとする。ただし、同項第3号又は第5号に該当する者については平成24年9月末日までの間においてその行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料額を、同項第6号又は第7号に該当する者についてはそれぞれの指示があった日の属する月分からの保険料額(同項第6号に該当する者のうち平成23年4月22日に指示が解除された地域に住所を有するものについては平成23年6月分までの保険料額)を、同項第8号に該当する者については通知があった日の属する月分からの保険料額を対象とする。

(減免の申請)

第3条 前条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ない事情があると認める場合は、その期限を別に定めることができる。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料
- (3) 減免を必要とする理由

(減免の決定)

第4条 広域連合長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかに調査の上減免について決定し、その結果を当該申請書を提出した者に対し通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第5条 前条の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(減免の取消し)

第6条 広域連合長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なくその者に係る保険料の減免の決定を取り消すものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、平成23年3月11日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する平成22年度相当分、平成23年度相当分、平成24年度相当分、平成25年度相当分、平成26年度相当分、平成27年度相当分、平成28年度相当分、平成29年度相当分及び平成30年度相当分の保険料額に限り適用する。

(避難指示等対象地域の見直しに伴う取扱い)

3 第2条第1項第6号から第8号までの規定のいずれかに該当する者については、当該各号における対象区域の解除後においても、引き続き当該各号の規定により保険料の減免を行うものとする。

(平成25年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の取扱い)

4 前項の規定により対象区域の解除後においても保険料の減免が行われる者のうち、第2条第1項第7号に規定する緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示が解除された場合及び平成26年3月31日以前に同項第8号に規定する原子力災害現地対策本部の長の特定が解除された場合における平成26年度相当分、平成27年度相当分、平成28年度相当分、平成29年度相当分及び平成30年度相当分の保険料額の減免に係る前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 平成26年度相当分 平成25年の所得に係る世帯に属する被保険者の

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に係る被保険者については、前項の規定にかかわらず平成26年4月分から同年9月分までの月割算定額に相当する保険料額

- (2) 平成27年度相当分 平成26年の所得に係る世帯に属する被保険者の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に係る被保険者（以下「平成26年上位所得層」という。）については、前項の規定は適用しない。
- (3) 平成28年度相当分 平成27年の所得に係る世帯に属する被保険者の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に係る被保険者（以下「平成27年上位所得層」という。）については、前項の規定は適用しない。
- (4) 平成29年度相当分 平成28年の所得に係る世帯に属する被保険者の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に係る被保険者（以下「平成28年上位所得層」という。）については、前項の規定は適用しない。
- (5) 平成30年度相当分 平成29年の所得に係る世帯に属する被保険者の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に係る被保険者（以下「平成29年上位所得層」という。）については、前項の規定は適用しない。

(平成26年度中に避難指示が解除された区域等の上位所得層の取扱い)

- 5 附則第3項の規定により対象区域の解除後においても保険料の減免が行われる者のうち、第2条第1項第6号に規定する対象地域において平成26年4月1日又は同年10月1日に原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示により避難の指示が解除された場合及び同年12月28日に第2条第1項第8号に規定する原子力災害現地対策本部の長の特定が解除された場合における平成27年度相当分、平成28年度相当分、平成29年度相当分及び平成30年度相当分の保険料額の減免に係る附則第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 平成27年度相当分 平成26年上位所得層については、附則第3項の規定にかかわらず平成27年4月分から同年9月分までの月割算定額に相

当する保険料額

- (2) 平成28年度相当分 平成27年上位所得層については、附則第3項の規定は適用しない。
- (3) 平成29年度相当分 平成28年上位所得層については、附則第3項の規定は適用しない。
- (4) 平成30年度相当分 平成29年上位所得層については、附則第3項の規定は適用しない。

(平成27年度中に避難指示が解除された区域の上位所得層の取扱い)

6 附則第3項の規定により対象区域の解除後においても保険料の減免が行われる者のうち、第2条第1項第6号に規定する対象地域において平成27年9月5日に原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示により避難の指示が解除された場合における平成28年度相当分、平成29年度相当分及び平成30年度相当分の保険料額の減免に係る附則第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 平成28年度相当分 平成27年上位所得層については、附則第3項の規定にかかわらず平成28年4月分から同年9月分までの月割算定額に相当する保険料額
- (2) 平成29年度相当分 平成28年上位所得層については、附則第3項の規定は適用しない。
- (3) 平成30年度相当分 平成29年上位所得層については、附則第3項の規定は適用しない。

(平成28年度中及び平成29年4月1日に避難指示が解除された区域の上位所得層の取扱い)

7 附則第3項の規定により対象区域の解除後においても保険料の減免が行われる者のうち、第2条第1項第6号に規定する対象地域及び同項第7号に規定する計画的避難区域において平成28年6月12日、同年6月14日、同年7月12日、平成29年3月31日又は同年4月1日に原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示により避難の指示が解除された場合における平成29年度相当分及び平成30年度相当分の保険料額の減免に係る附則第3項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 平成29年度相当分 平成28年上位所得層については、附則第3項の規定にかかわらず平成29年4月分から同年9月分までの月割算定額に相当する保険料額
- (2) 平成30年度相当分 平成29年上位所得層については、附則第3項の

規定は適用しない。

附 則（平成 23 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 9 号）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

2 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、広域連合長がやむを得ない事情があると認める場合は、その期限を別に定めることができる。

附 則（平成 29 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。